

グーグルとヤフーの連携と独占禁止法の運用に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十年六月二十日

藤末健三

参議院議長 江田五月殿

グーグルとヤフーの連携と独占禁止法の運用に関する質問主意書

インターネット検索のグーグルとヤフーが連携するとの報道が流れているが、この連携が実現した場合、国際的に見たインターネット検索の八割のシェアを両者が占めることになる。

具体的な提携の内容が定まらなければ具体的な回答は困難と考えるが、一般論として以下質問する。

一 インターネットのようなボーダーレスな事業活動について、独占禁止法を国内市場の観点から運用するのか、国際的な市場の観点から運用するのかを示されたい。私は国際的なマーケットシェアの観点から運用すべきだと考えるが政府の見解を示されたい。

二 わが国の独占禁止法の運用にあたり国際的なハーモナイゼーション（協調）が必要だと考えるが、特にアメリカ連邦取引委員会（FTC）、フェデラル・トレード・コミッションとの連携は取るのか。政府の考えを示されたい。

三 両社の有する技術が両社で独占される場合、技術の独占の問題も生じると見るが、インターネット検索など関連技術の独占という観点からも、独占禁止法の運用について検討を行うかどうか政府の見解を示されたい。

右質問する。

